

議案第 15 号
議決第 号

始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の件

始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第
1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月16日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
（平成30年始良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」
を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由
がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前
項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保
険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する」
を削り、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第
5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受
けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管
理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）
については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除
く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日
における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項にただし書を加え
る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。